（別添４）

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（　　　年　　月　　日記載）

|  |
| --- |
|  |

＊　公表の同意をした場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名をすること。）を提出すること。

＊　評価機関は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。